退去強制手続等の在り方について

(異議申出の裁決に関するサンプル調査の結果等)

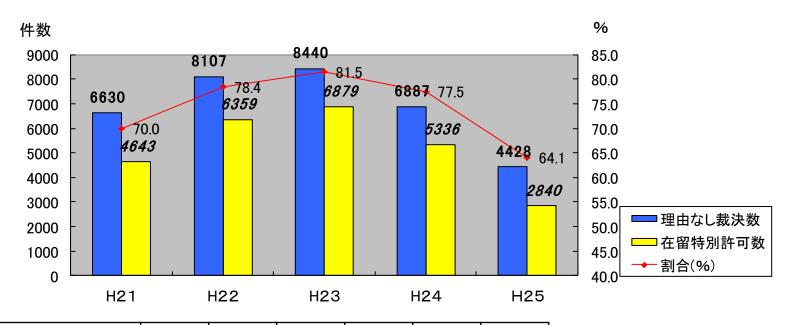


平成26年9月

法務省入国管理局

在留特別許可数の推移等

理由なし裁決数と在留特別許可数及びその比率



	H21	H22	H23	H24	H25	累計
違反審査受理数	34,247	25,731	21,584	16,103	12,523	110,188
口頭審理受理数	7,607	8,777	9,286	7,755	4,942	38,367
異議申出受理数	7,496	8,756	9,017	7,485	4,776	37,530
理由あり裁決数	1	0	7	2	1	11
理由なし裁決数	6,630	8,107	8,440	6,887	4,428	34,492
(在留特別許可数)	4,643	6,359	6,879	5,336	2,840	26,057
(退去強制令書発付数)	1,987	1,748	1,561	1,551	1,588	8,435
(在特の割合(%))	70.0%	78.4%	81.5%	77.5%	64.1%	75.5%

【在留特別許可】

主な在留資格

- ・日本人の配偶者等
- 永住者の配偶者等
- •定住者

主な国籍

フィリピン, 中国, 韓国・朝鮮

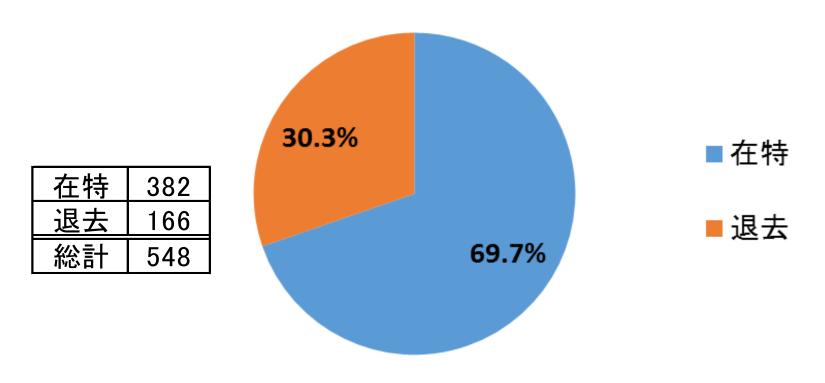
サンプル調査の対象及び期間

退去強制手続において異議の申出があった事案のうち, 平成26年1月及び2月の2か月間,地方入国管理局長が裁 決した事案について報告を求め,在留特別許可の運用状況 についてサンプル調査を実施

地方入国管理局から報告のあった548件について分析した結果, 裁決結果の傾向は次のとおりであった

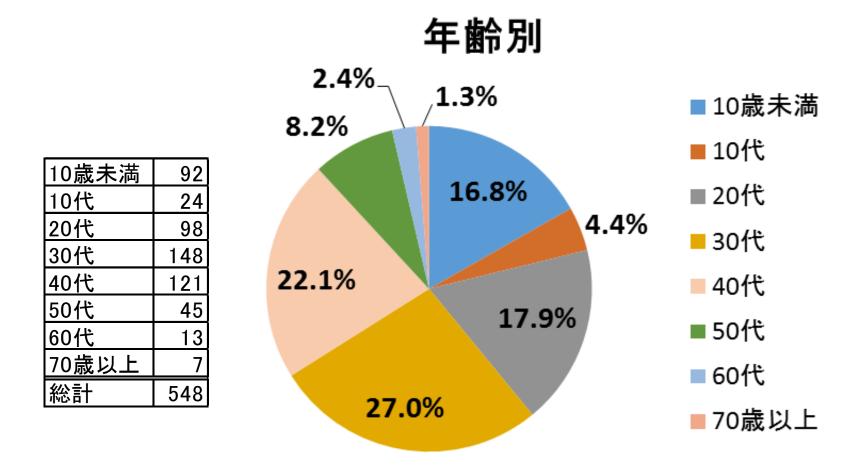
裁決結果

在留特別許可数と退令発付数



〇在留特別許可と退令発付の比率について、平成25年中の裁決数に占める在留特別許可の割合は、64.1%だったが、今回のサンプル調査においては、69.7%であった。

年齢別

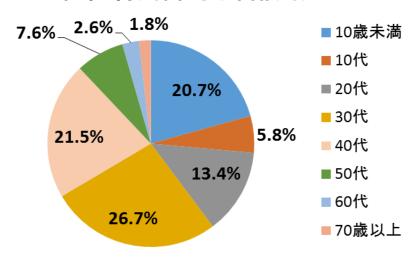


○20~50代が全体の75.2%を占める。

裁決結果を年齢別で比較

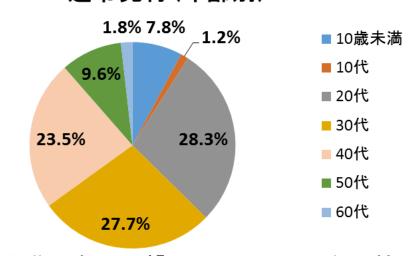
在留特別許可(年齡別)

在留特別許可		
10歳未満	79	
10代	22	
20代	51	
30代	102	
40代	82	
50代	29	
60代	10	
70歳以上	7	
総計	382	



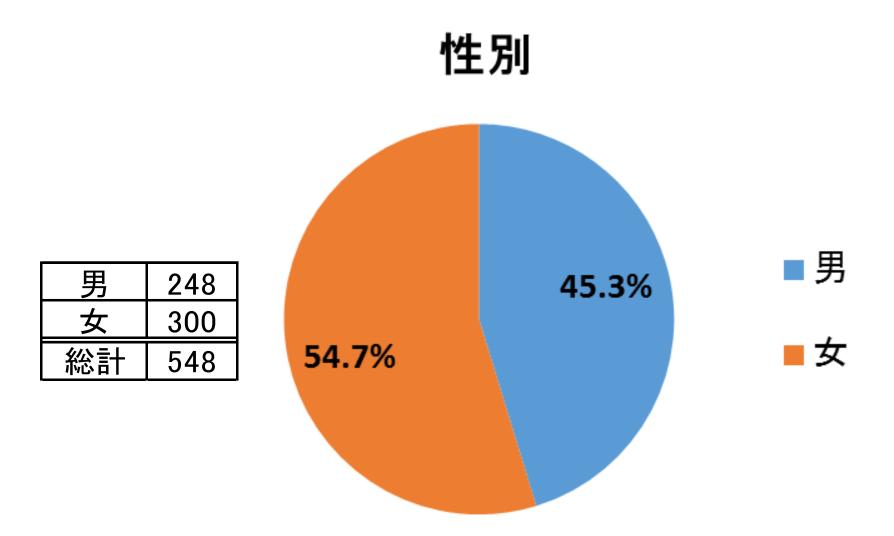
退令発付(年齢別)

退令発付		
10歳未満	13	
10代	2	
20代	47	
30代	46	
40代	39	
50代	16	
60代	3	
総計	166	

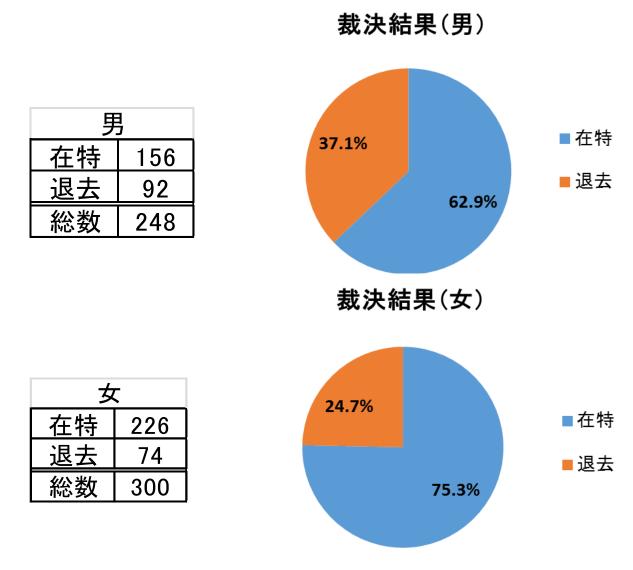


〇裁決結果を比較すると、「10歳未満の者」及び「10代」について在留特別許可される 比率が高いが、「20代」になると比率が低くなる(10歳未満:85.9%,10代:91.7%, 20代:52.0%)。

性別



裁決結果を性別で比較

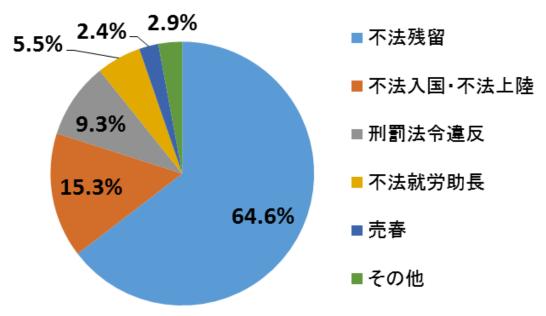


〇女性のほうが在留特別許可される比率が高い。ただし、注目すべきほどの違いではない。

退去強制事由別

退去強制事由別(違反態様)

不法残留	354
不法入国·不法上陸	84
刑罰法令違反	51
不法就労助長	30
売春	13
その他	16
総数	548



(注釈1)退去強制事由が複数存在する者については、主な適条を一つだけ計上 (注釈2)該当する適条の詳細は以下のとおり

不法残留 :24-2の3, 24-4(ロ), 24-6, 24-7

不法入国・不法上陸:24-1,24-2,24-5の2

刑罰法令違反 :24-4(チ), 24-4(リ), 24-4の2

不法就労助長 : 24-3の4 売春 : 24-4ヌ

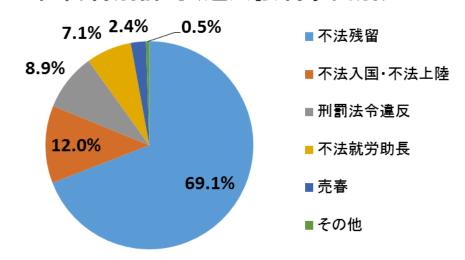
その他 :24-2の2, 24-3, 24-3の5, 24-4(イ), 24-4(ル)

- 〇不法残留事案が全体の64.6%を占めている。
- 〇刑罰法令違反者は、全体の9.3%である。
- 〇その他(16)のうち, 資格外活動(4)が含まれる。

裁決結果を退去強制事由で比較

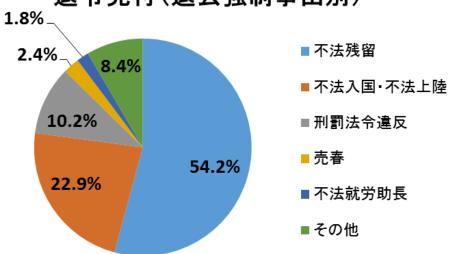
在留特別許可(退去強制事由別)

不法残留	264
不法入国·不法上陸	46
刑罰法令違反	34
不法就労助長	27
売春	9
その他	2
総数	382



退令発付(退去強制事由別)

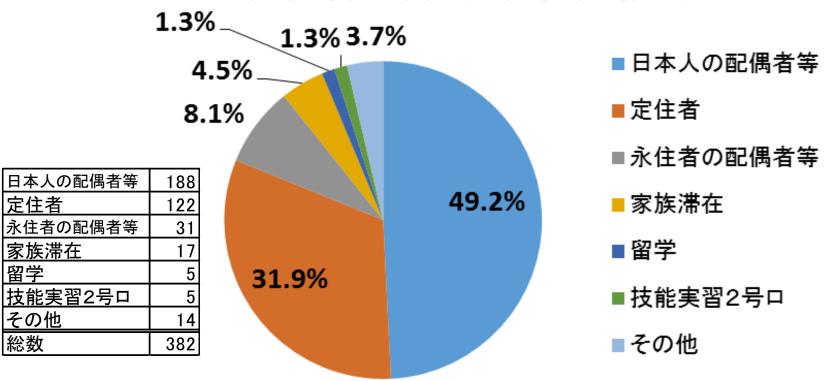
不法残留	90
不法入国•不法上陸	38
刑罰法令違反	17
売春	4
不法就労助長	3
その他	14
総数	166



〇不法残留(74.6%)に比べて,不法入国·不法上陸(54.8%)や刑罰法令違反(66.7%)のほうが,在留特別許可される比率が低い。

在留特別許可(在留資格別)

在留特別許可(在留資格別)

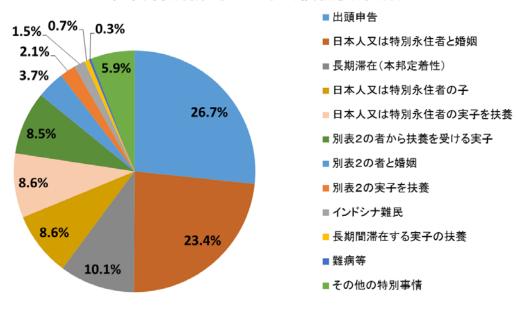


〇在留特別許可で付与された在留資格のうち、「日配」、「定住」、「永配」の3種類だけで、全体の89.2%を占めている。

〇その他については、「特定活動」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「投資・経営」、「宗教」、「研究」などであった。

在留特別許可の理由(積極要素別)

在留特別許可の理由(積極要素別)



〇「出頭申告」,「日本人等との婚姻」,「長期滞在」が多く,上位3位だけで全体の60.2%を占める。

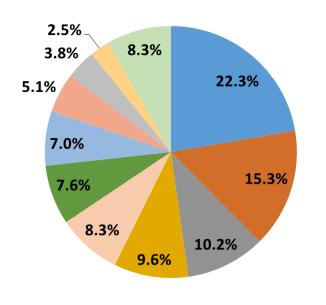
(注釈)積極要素が複数存在する者については、いずれも集計

積極要素	件数	ガイドライン上の位置づけ
出頭申告	164	その他の積極要素(1)
日本人又は特別永住者と婚姻	144	特に考慮する積極要素(3)
長期滞在(本邦定着性)	62	その他の積極要素(5)
日本人又は特別永住者の子	53	特に考慮する積極要素(1)
日本人又は特別永住者の実子を扶養	53	特に考慮する積極要素(2)
別表2の者から扶養を受ける実子	52	その他の積極要素(4)
別表2の者と婚姻	23	その他の積極要素(2)
別表2の実子を扶養	13	その他の積極要素(3)
インドシナ難民	9	その他の積極要素(6)
長期間滞在する実子(就学児童)の扶養	4	特に考慮する積極要素(4)
難病等	2	特に考慮する積極要素(5)
その他の特別事情	36	その他の積極要素(6)
総数	615	

〇別表2の在留資格とは、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」である。

退去裁決の理由(消極要素別)

退去裁決の理由(消極要素別)



- ■過去に退去強制歴あり
- ■不法入国
- ■入管行政の根幹にかかわる違反
- ■その他の刑罰法令違反
- ■在留資格の偽装
- ■素行不良
- 反社会性の高い違反
- ■本国との関係が顕著
- 重大犯罪等により刑に処せられた
- ■その他在留状況に問題

(注釈)消極要素が複数存在する者については、いずれも集計

消極要素	件数	ガイドライン上の位置づけ
過去に退去強制歴あり	35	その他の消極要素(2)
不法入国	24	その他の消極要素(1)前段
入管行政の根幹にかかわる違反	16	特に考慮する消極要素(2)前段
その他の刑罰法令違反	15	その他の消極要素③前段
在留資格の偽装	13	その他の消極要素(1)後段
素行不良	12	その他の消極要素(3)後段
反社会性の高い違反	11	特に考慮する消極要素(2)後段
本国との関係が顕著	8	その他の消極要素(4)
重大犯罪等により刑に処せられた	6	特に考慮する消極要素(1)
退去強制手続中に逃亡・所在不明	4	その他の消極要素(4)
その他在留状況に問題	13	その他の消極要素(4)
総計	157	

〇「退去歴あり」「不法入国」「入管行 政の根幹にかかわる違反」が多く. 上 位3位だけで全体の47.8%を占め る。

○「入管行政の根幹にかかわる違反」 とは、不法就労助長行為、不法・偽装 滞在の助長、在留カード等の偽変造 等に関する違反などが該当する。

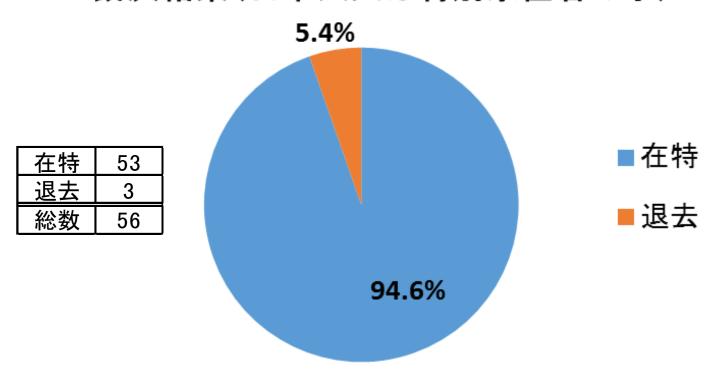
■^{退去強制手続中に逃亡・所在不明} 〇「素行不良」は、生活保護費の不正 受給, 罰金刑, 前科, 前婚が偽装婚, 偽装認知などが該当する。

> ○「反社会性の高い違反」は、売春事 犯,薬物事犯など本邦の社会秩序を 著しく乱す行為などが該当する。

> ○退去裁決となった者のうち、消極要 素がない者が60人存在した(難民認 定手続において在留許可の判断がな され、退去強制手続において法50条 の適用がない者を含む)。

裁決結果の傾向①(日本人又は特別永住者の子)

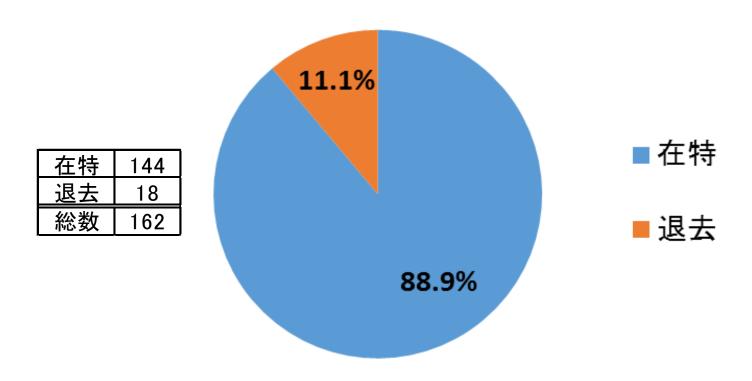
裁決結果(日本人又は特別永住者の子)



〇「日本人の子又は特別永住者の子」という事情を有する者のうち、退去強制令書が発付された者は、全体の5.4%に過ぎない。

裁決結果の傾向②(日本人又は特別永住者と婚姻)

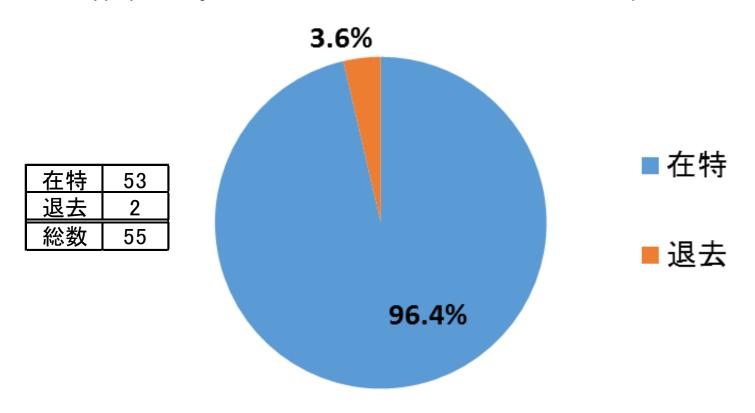
裁決結果(日本人又は特別永住者と婚姻)



〇日本人又は特別永住者と婚姻した者について, 88.9%が在留特別許可となっている。

裁決結果の傾向③(日本人又は特別永住者の実子を扶養)

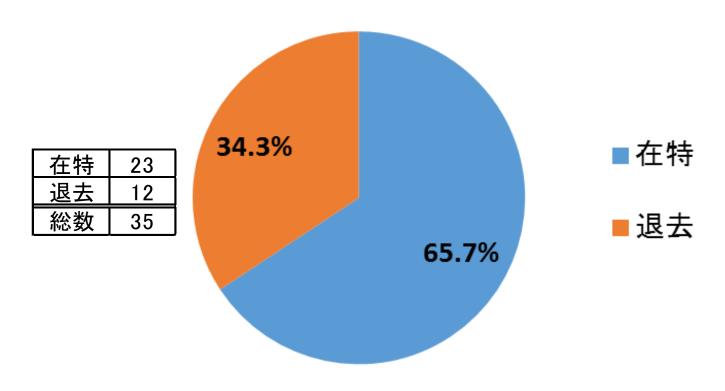
裁決結果(日本人又は特別永住者の実子を扶養)



〇日本人又は特別永住者を扶養する事情を有している者について, 96.4%が 在留特別許可となっている。

裁決結果の傾向④(別表2の者との婚姻)

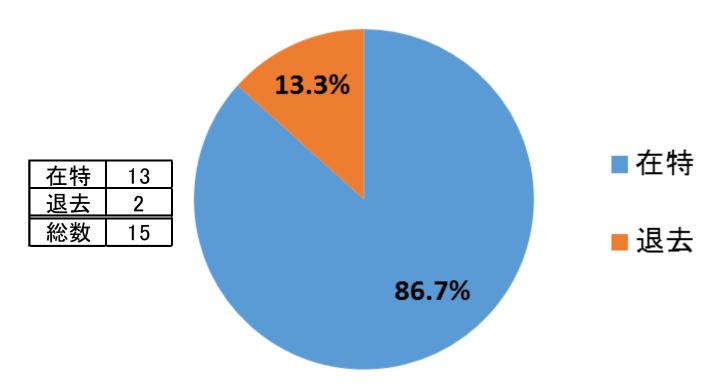
裁決結果(別表2の者と婚姻)



〇別表2に掲げる在留資格で在留している者と婚姻している者について, 65. 7%が在留特別許可となっている(日本人又は特別永住者との婚姻と比べると比率が低い)。

裁決結果の傾向⑤(別表2の実子を扶養)

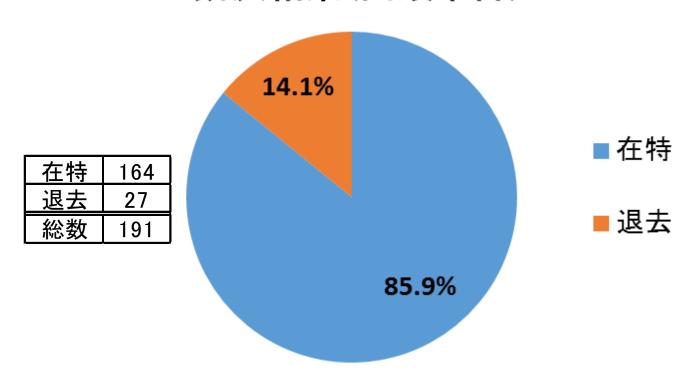
裁決結果(別表2の実子を扶養)



〇別表2に掲げる在留資格で在留している実子を扶養している者について, 86. 7%が在留特別許可となっている。

裁決結果の傾向⑥(出頭申告との関係)

裁決結果(出頭申告)



- 〇出頭申告した者について、85.9%が在留特別許可となっている。
- 〇裁決の総数に占める在留特別許可の割合は69.7%であり、出頭申告したほうが在留特別許可となる比率が高いことがわかる。